

## 別添（舶工3）

平成23年4月20日  
社団法人日本船用工業会

### 船用製品の放射線測定に係る管理規程

当会会員が行う放射線の測定は、以下の要領に基づき実施することとする。

#### 1. 船用製品の放射線の測定

##### 1) 測定場所

測定環境の整った自社施設内を基本とする。

##### 2) 測定機器の性能

①検出対象： $\gamma$ （ガンマ）線を検出できること。

②検出範囲：1 cm線量当量率が{0.1 ~ 5  $\mu$ Sv/h}以上

③校正：計量法認定事業者の校正証明書、または、それに準ずるメーカー校正証明書を1年以内に受けていること。

##### 3) 測定方法及び測定箇所等

適正な測定方法により、別添（舶工6-1）（A図）、（舶工6-2）（B図）を参照して各面の放射線の最大値と最小値をそれぞれ記録する。（但し、重量、形状等により測定不可能な箇所が存在する場合は省略することができる）。また、測定する際には当該測定場所におけるバックグラウンド放射線も同時に測定し、記録する。

###### ① 製品の測定方法

- ・全ての船用製品についてA図を参照して測定する。但し、同一製品をロット（多数）で出荷する場合は総括責任者が適当と認めたサンプリング数に減じて測定することとする。

###### ② 包装、梱包等の測定方法

- ・B図を参照して測定する。
- ・多数の製品を混在して梱包する場合であって、総括責任者が適切と認めた場合には、①の個々の製品の測定について省略することができるものとする。

##### 4) 有意な放射線が検出された場合の対応

測定の結果、有意な放射線が検出された場合は、除染した後に再測定する。（バックグラウンド値であることが望ましい。）

#### 2. 社内管理規程の作成

確認書発給を申請する会員等は、本管理規程に基づいて「船用製品の放射線測定に係る管理規程」を策定し遵守する。（作成例（別添（舶工4）））

以上